

堺市公報 第27号	平成30年7月6日発行
堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○住居表示の街区の区域の変更及び新設について 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	6
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	12
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	12
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	13
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	14
○道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について 【建設局土木部路政課】	15

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【総務局行政部情報化推進課】	18
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	19

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
【産業振興局商工労働部商業流通課】……………20

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
【上下水道局総務部給排水設備課】……………21

告 示

堺市告示第242号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更及び新設について、次のとおり告示する。

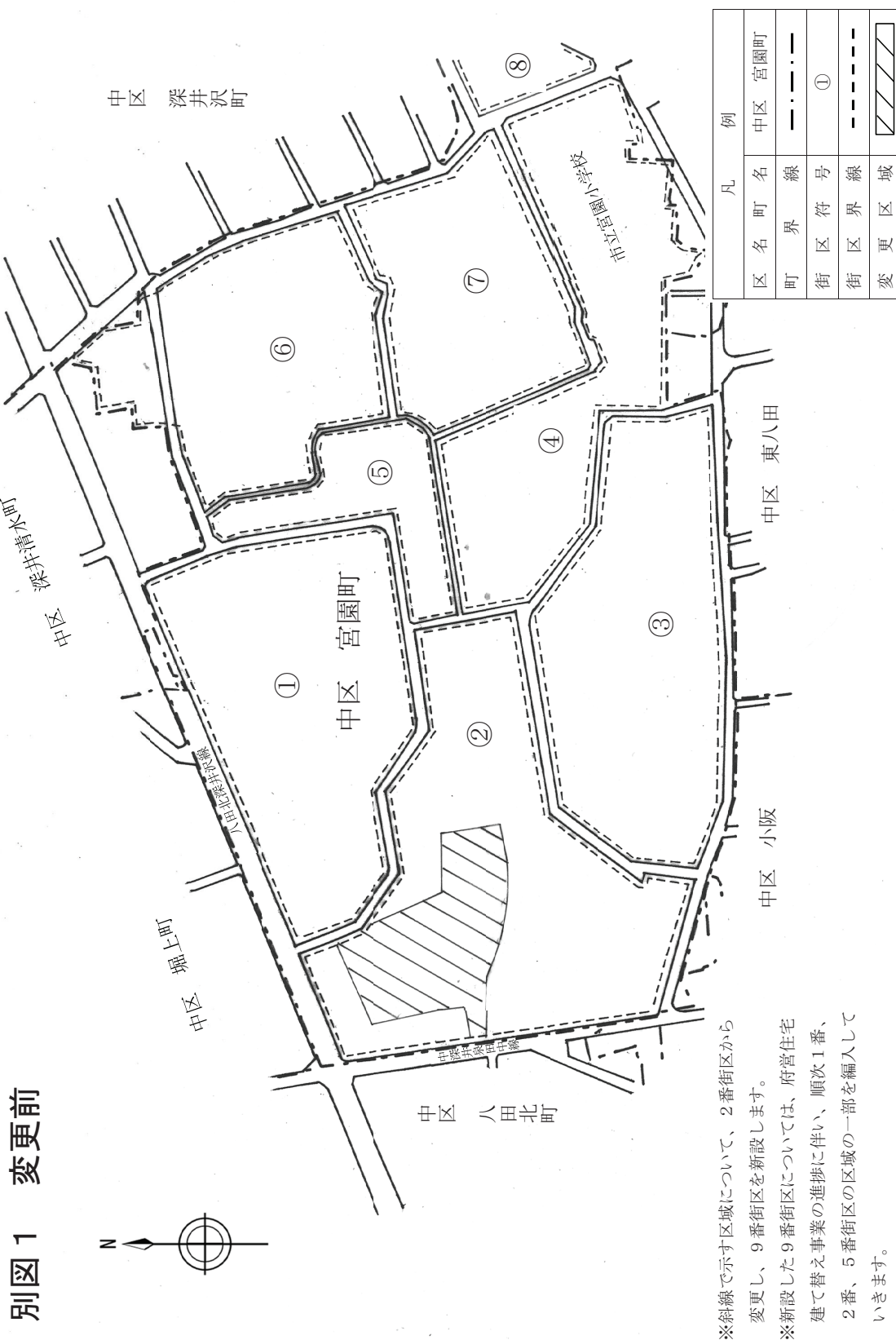
平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

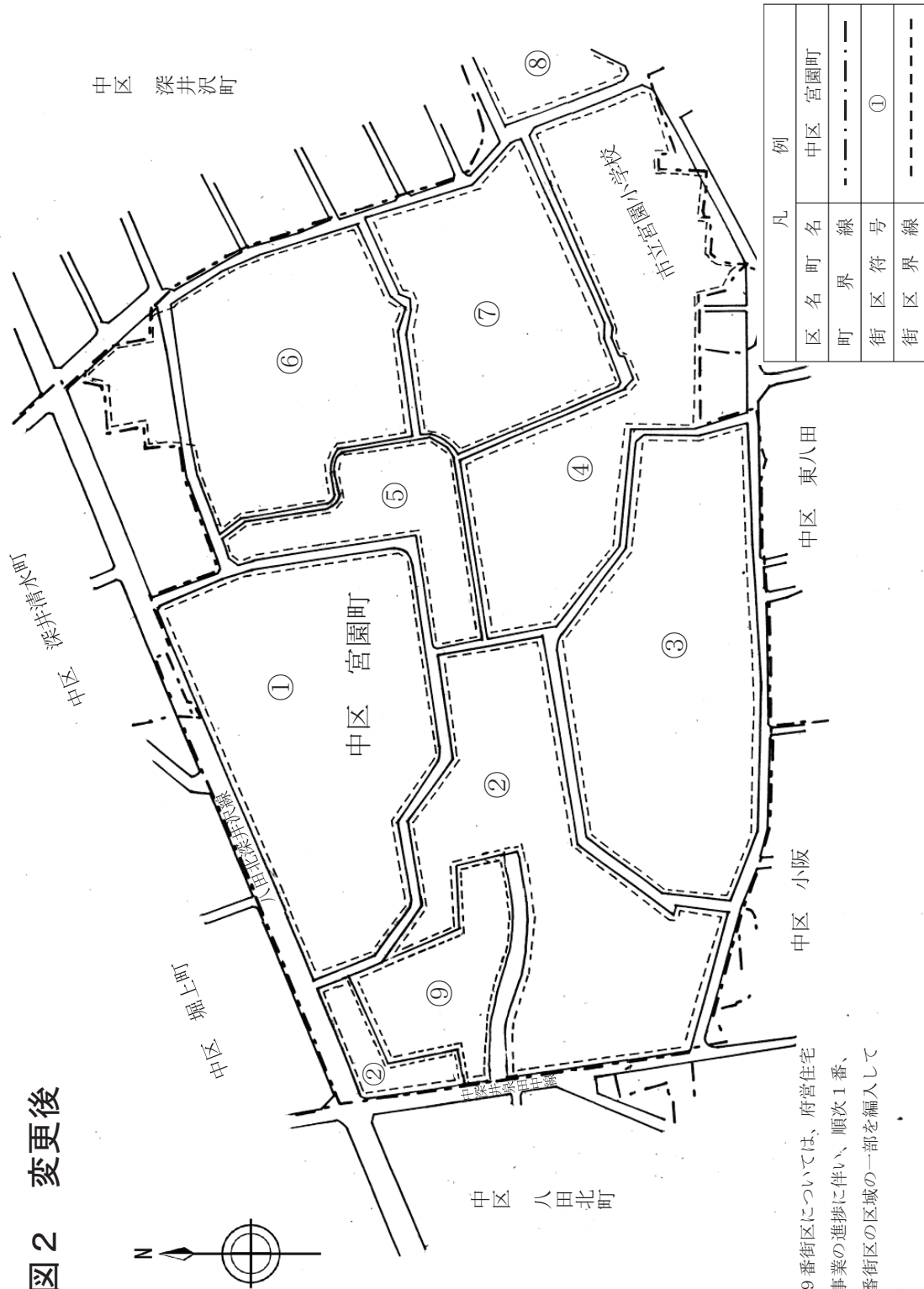
- 1 区名及び町名
中区宮園町
- 2 実施期日
平成30年7月13日
- 3 内容変更
住居表示街区変更調書のとおり
(別図1 変更前及び別図2 変更後参照)

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
中区宮園町	2	街区の区域の変更	別図1 変更前 及び 別図2 変更後のとおり
中区宮園町	9	街区の区域の新設	



別図2 変更後



※新設した9番街区については、府営住宅建て替え事業の進捗に伴い、順次1番、2番、5番街区の区域の一部を編入していきます。

堺市告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776502375
事業所名称	とも介護支援センター
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町一丁4番地12 コバショウビル3階
指定の申請者	株式会社ロングワン住宅活用
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区五月町3番35号
代表者名	田中 敏也
廃止年月日	平成29年12月31日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776100188
事業所名称	オレンジコープ堺
事業所所在地	堺市中区新家町485番1
指定の申請者	泉南生活協同組合
主たる事務所の所在地	大阪府泉南市信達岡中1489番地の10
代表者名	笠原 優
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2770104988
事業所名称	ケアプランセンター陽だまり
事業所所在地	堺市堺区一条通1番23号 堺ビル1F
指定の申請者	有限会社酔族館
主たる事務所の所在地	大阪府東大阪市長堂一丁目29番4号
代表者名	小田 眞由美
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2710117017
事業所名称	医療法人八星内科クリニック
事業所所在地	堺市堺区旭ヶ丘中町一丁31番地の2
指定の申請者	医療法人八星内科クリニック
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町一丁31番地の2
代表者名	八星 元彦
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2766390070
事業所名称	ベルアンサンプル訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市西区菱木一丁2343番17
指定の申請者	社会医療法人生長会
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市肥子町一丁目10番17号
代表者名	田中 肇
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	2776502078
事業所名称	デイサービスアイリス堺正風
事業所所在地	堺市北区新堀町一丁76番地の1
指定の申請者	医療法人紀和会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区新金岡町五丁1番3号
代表者名	塩崎 嘉樹

廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776301786
事業所名称	介護ショップKPG
事業所所在地	堺市西区鳳南町五丁600-1
指定の申請者	株式会社泉州保健医薬研究所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区高砂町四丁109-3
代表者名	森本 泰行
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776301570
事業所名称	やすらぎの介護シャローム浜寺
事業所所在地	堺市西区浜寺元町四丁461番地1
指定の申請者	シャローム株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区大仙中町6番24号
代表者名	俣木 泰三
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776502060
事業所名称	ケアステーションアイリス堺正風
事業所所在地	堺市北区新堀町一丁76番地の1
指定の申請者	医療法人紀和会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区新金岡町五丁1番3号
代表者名	塩崎 嘉樹
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776001717
事業所名称	ABC介護ステーション
事業所所在地	堺市堺区文珠橋通1番3号
指定の申請者	株式会社アムテック
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区文珠橋通1番3号
代表者名	河本 永二

廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776100188
事業所名称	オレンジコープ堺
事業所所在地	堺市中区新家町485番1
指定の申請者	泉南生活協同組合
主たる事務所の所在地	大阪府泉南市信達岡中1489番地の10
代表者名	笠原 優
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776002343
事業所名称	トップケアヘルパーステーション堺
事業所所在地	堺市堺区楠町三丁2-14 オイコス堺101号
指定の申請者	株式会社トップケアサービス
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市太町158番地36
代表者名	中達 晃作
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776501849
事業所名称	みつば訪問介護 なかもず
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅北町4-21 高畑マンション101
指定の申請者	株式会社ベストケア・パートナーズ
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区上本町西五丁目1番9-803号
代表者名	中山 彬
廃止年月日	平成29年9月30日
サービスの種類	訪問介護

堺市告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2

号の規定により告示する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2766390070
事業所名称	ベルアンサンプル訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市西区菱木一丁2343番17
指定の申請者	社会医療法人生長会
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市肥子町一丁目10番17号
代表者名	田中 肇
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	2776301786
事業所名称	介護ショップKPG
事業所所在地	堺市西区鳳南町五丁600-1
指定の申請者	株式会社泉州保健医薬研究所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区高砂町四丁109-3
代表者名	森本 泰行
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

堺市告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2796300354
事業所名称	デイサービスNAMIKI 浜寺
事業所所在地	堺市西区浜寺昭和町四丁490-6
指定の申請者	株式会社NAMIKI
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区曾根崎一丁目4番5-1304号
代表者名	寺本 治
廃止年月日	平成30年3月25日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776301406
事業所名称	デイサービスセンターhale
事業所所在地	堺市西区浜寺船尾町東一丁129番地
指定の申請者	株式会社虹色ケアサービス
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町東一丁129番地
代表者名	大谷 智之
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776301935
事業所名称	健康サロン リフレ・えびす 萬崎クリニックモールデイサービス
事業所所在地	堺市西区菱木一丁2229番2 萬崎クリニックモール内
指定の申請者	株式会社オプトアイ
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市鶴見区横堤一丁目6番45号
代表者名	岩祖 豊太郎
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776000883
事業所名称	デイサービスふくだ
事業所所在地	堺市堺区新町1番7号
指定の申請者	合同会社Zin
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区幸通2番24号
代表者名	福田 征義
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

堺市告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
浅香薬局	堺市堺区浅香山町2丁4番16号	薬局	平成30年6月1日
北野田ファーマライズ薬局	堺市東区北野田538-2	薬局	平成30年6月1日
けやき薬局	堺市堺区向陵西町1丁1番1号	薬局	平成30年6月1日
セガミ薬局 堺小阪店	堺市中区小阪354-7	薬局	平成30年6月1日
太陽堂薬局	堺市東区北野田1077-202号	薬局	平成30年6月1日
晴美台まごころ薬局	堺市南区晴美台2-35-11	薬局	平成30年6月1日
ラポール美原薬局	堺市美原区黒山39番地11号	薬局	平成30年6月1日
りゅうじん訪問看護ステーションしんかな	堺市北区蔵前町1丁7番2号2階	訪問看護	平成30年6月1日

堺市告示第248号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、

次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の2第5第1号の規定により告示する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（指定日 平成30年7月1日）

設置者名称	設置者の主たる 事務所の所在地 又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
社会医療法人ペガサス	堺市西区浜寺船尾町東4丁244番地	居宅訪問型 児童発達支援	ペガサスレス パイトケアセンター	堺市西区鳳北町 十丁7番	2756320137
株式会社ハートフルサンク	堺市南区桃山台3丁18番29号	共生型放課後等デイサービス	ハートフルサンク デイ・ひしき乃湯	堺市西区菱木1 丁2446番1号ド イビル1F	2756320202
一般社団法人けあ・すぷりんぐ	堺市北区長曾根町3000番地22	児童発達支援	りーふぷらす	堺市北区長曾根 町3079番地17	2756520165
NPO法人れんげ	堺市中区深井沢町3353番地エ ステートB.L.D Ⅲ401号	児童発達支援 放課後等 デイサービス	放課後等デイ サービス ペ んぎん	堺市中区深井沢 町3353番地エ ステートB.L.D Ⅲ401号	2756120289
株式会社アゲラタム	大阪市西区南堀江4丁目25番26号	児童発達支援	ハッピーテラス堺北花田教室	堺市北区奥本町 1丁318	2756520256

堺市告示第249号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

平成30年7月6日

堺市長 竹 山 修 身

指定障害児相談支援事業者（指定日 平成30年7月1日）

設置者名称	設置者の主たる 事務所の所在地 又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
社会福祉法 人風の馬	堺市西区鳳北町 十丁31番地1	障害児相談 支援	ペガサス計画 相談支援セン ター雅老園	堺市堺区楠町2 丁1番20号	2776000123

堺市告示第250号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援事業者の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

平成30年7月6日

堺市長 竹 山 修 身

指定障害児通所支援事業者（廃止日 平成30年6月22日）

設置者名称	設置者の主たる 事務所の所在地 又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
株式会社オ フィスヒュ ーマン	堺市北区金岡町 3026-12 BBビル 101	放課後等デ イサービス	放課後等デイ サービスこい ろ	堺市南区庭代台 4丁43-8	2756420143

指定障害児通所支援事業者（廃止日 平成30年6月30日）

設置者名称	設置者の主たる 事務所の所在地 又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
-------	----------------------------	-------	--------	---------	-------

社会福祉法人 こだま福祉会	堺市北区東浅香山町二丁251番地1	児童発達支援	放課後等デイサービス こだま	堺市中区深井沢町3353番地エ ステートB.L.D Ⅲ401号	2756120248
		放課後等デイサービス			

堺市告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
4720	鳳西98号線	西区鳳西町3丁744番1地先 西区鳳西町3丁736番2地先		地元要望
7335	草部223号線	西区草部212番16地先 西区草部212番19地先		開発に伴う寄付
ハ1025	浜寺諏訪森東21号線	西区浜寺諏訪森町東1丁2番5地先 西区浜寺諏訪森町東1丁2番8地先		〃
7336	楠浜寺石津中2号線	堺区楠町2丁29番地先 西区浜寺石津町中2丁492番2地先		本市施行
ト281	土塔209号線	中区土塔町2300番31地先 中区土塔町2300番44地先		都市計画法第39条による 帰属
ト282	陶器北71号線	中区陶器北820番7地先 中区陶器北820番4地先		〃
ウ232	上野芝向ヶ丘99号線	西区上野芝向ヶ丘町2丁1166番6地先 西区上野芝向ヶ丘町2丁1166番6地先		〃
ハ1026	浜寺元49号線	西区浜寺元町5丁780番71地先 西区浜寺元町5丁780番73地先		〃
7599	大保24号線	美原区大保102番5地先 美原区大保102番8地先		〃

市道路線廃止調書

整理 番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	付記
7040	楠浜寺石津中1号線	堺区楠町2丁29番地先 西区浜寺石津町中2丁520番地先		本市施行

公 告

堺市公告第450号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月6日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
共通基盤システムバージョンアップ業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
総務局行政部情報化推進課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年5月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 竹田 錠一
大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 随意契約に係る契約金額
¥72,684,000－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

堺市公告第451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン諏訪の森
堺市西区浜寺諏訪森町西2丁79番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

4 変更年月日

平成30年5月28日

5 届出年月日

平成30年6月20日

堺市公告第452号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年7月6日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン諏訪の森
堺市西区浜寺諏訪森町西2丁79番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

名称	変更前	変更後
	収容台数	収容台数
駐車場①	3台	3台
駐車場③	1台	1台
駐車場④	10台	10台

駐車場⑤	7台	7台
駐車場⑦	4台	—
合計	25台	21台

駐車場の位置については、縦覧による。

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

名称	変更前	変更後
	出入口の数	出入口の数
駐車場①	出入口1箇所	出入口1箇所
駐車場③	出入口1箇所	出入口1箇所
駐車場④	出入口1箇所	出入口1箇所
駐車場⑤	出入口1箇所	出入口1箇所
駐車場⑦	出入口1箇所	—
合計	出入口5箇所	出入口4箇所

出入口の位置については、縦覧による。

4 変更年月日

平成31年2月21日

5 届出年月日

平成30年6月20日

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第90号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月6日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号	第881号
廃 止 年 月 日	平成30年6月15日
事 業 者 の 名 称	西田汽缶工業株式会社
事 業 者 の 住 所	堺市堺区西湊町1丁6番27号
代 表 者 の 職 氏 名	代表取締役 西田 佳宏
事 業 所 の 名 称	西田汽缶工業株式会社
事 業 所 の 所 在 地	堺市堺区西湊町1丁6番27号